

令和 2 年 9 月 五 島 市 議 会 定 例 会 議 案 表

(令和 2 年 9 月 2 3 日 提 出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 7 5 号	五島市手数料条例の一部改正について	1
議案第 7 6 号	五島市税条例の一部改正について	2
議案第 7 7 号	五島市都市計画税条例の一部改正について	9
議案第 7 8 号	五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	11
議案第 7 9 号	五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	13
議案第 8 0 号	五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	15
議案第 8 1 号	五島市福江武家屋敷通りふるさと館条例の一部改正について	16
議案第 8 2 号	五島市多郎島地区公園条例の一部改正について	18
議案第 8 3 号	五島市道の駅遣唐使ふるさと館条例の一部改正について	20
議案第 8 4 号	五島市産品センター条例の一部改正について	22
議案第 8 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	24
議案第 8 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	26
議案第 8 7 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	28
議案第 8 8 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	30
議案第 8 9 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	33

議案第 9 0 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	35
議案第 9 1 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	37
議案第 9 2 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	42
議案第 9 3 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	47
議案第 9 4 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	50
議案第 9 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	53
議案第 9 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	57
議案第 9 7 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	62
議案第 9 8 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	65
議案第 9 9 号	工事請負契約の締結について	70
議案第 100 号	五島市教育委員会委員の任命について	71
議案第 101 号	五島市教育委員会委員の任命について	73
議案第 102 号	五島市監査委員の選任について	75
議案第 103 号	五島市公平委員会委員の選任について	77
議案第 104 号	五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について	79
議案第 105 号	五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について	81
議案第 106 号	五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について	83

議案第 107 号	五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について	85
議案第 108 号	五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について	87
議案第 109 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	89
議案第 110 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	91
議案第 111 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	93
議案第 112 号	令和 2 年度五島市一般会計補正予算 (第 6 号)	別冊
議案第 113 号	令和 2 年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 114 号	令和 2 年度五島市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 115 号	令和 2 年度五島市診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 116 号	令和元年度五島市一般会計歳入歳出決算	別冊
議案第 117 号	令和元年度五島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 118 号	令和元年度五島市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 119 号	令和元年度五島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 120 号	令和元年度五島市診療所事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 121 号	令和元年度五島市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 122 号	令和元年度五島市大浜財産区特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 123 号	令和元年度五島市本山財産区特別会計歳入歳出決算	別冊

議案第 124 号	令和元年度五島市下水道事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 125 号	令和元年度五島市公設小売市場事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 126 号	令和元年度五島市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 127 号	令和元年度五島市交通船事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 128 号	令和元年度五島市土地取得事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 129 号	令和元年度五島市水道事業会計剰余金の処分及び決算	別冊
報告第 19 号	専決処分の報告について（令和 2 年度五島市一般会計補正予算（第 5 号））	別冊
報告第 20 号	一般社団法人五島市農林総合開発公社の経営状況について	別冊
報告第 21 号	五島風力発電株式会社の経営状況について	別冊
報告第 22 号	健全化判断比率及び資金不足比率について	別冊
報告第 23 号	令和元年度五島市一般会計継続費精算について	別冊

議案第 75 号

五島市手数料条例の一部改正について

五島市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 23 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市手数料条例の一部を改正する条例

五島市手数料条例（平成 16 年五島市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 31 号中「もの」を「個人番号カードの再交付 1 件につき 800 円」に改め、同号ア及びイを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第76号

五島市税条例の一部改正について

五島市税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

五島市税条例の一部を改正する条例

第1条 五島市税条例（平成16年五島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2中第18項を第20項とし、第17項を第18項とし、同項の次に次の1項を加える。

19 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2中第16項を第17項とし、第13項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

21 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改め

る。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 五島市税条例の一部を次のように改正する。

第19条各号列記以外の部分中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第

66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項の内国法人」を「第9項の内国法人」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項の申告」を「同項の申告」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、

当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第21項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中五島市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中五島市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに第2条中五島市税条例附則第10条及び第10条の2第21号の改正規定並びに附則に2条を加える改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中五島市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の五島市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の五島市税条例の規定中法人

の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例第74条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、特定水力発電設備、浸水被害軽減地区及び先端設備等導入に係る固定資産税のわがまち特例の率を定めるなど、所要の規定の整備等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 77 号

五島市都市計画税条例の一部改正について

五島市都市計画税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 23 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 五島市都市計画税条例（平成 16 年五島市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「又は第 42 項」を「、第 42 項又は第 61 条」に改め、「又は附則第 15 条」の次に「若しくは第 61 条」を加え、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 5 項及び第 7 項」を「附則第 6 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項及び第 8 項」を「附則第 6 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」を「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」に、「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 12 項とし、附則第 10 項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 8 項とし、附則中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割合）

5 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

第 2 条 五島市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「第 61 条」を「第 63 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、浸水被害軽減地区に係る都市計画税のわがまち特例の率を定めるなど、所要の規定の整備等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 78 号

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 23 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成 26 年五島市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 42 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係
る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、
「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、
特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保
育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特
定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教
育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供さ
れるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の
確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 42 条第 5 項中「前項」の次に「(同項第 2 号に係る部分に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設

等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第79号

五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年五島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「こと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの第16条第2項第4号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削り、同条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 80 号

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 23 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年五島市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 8 1 号

五島市福江武家屋敷通りふるさと館条例の一部改正について

五島市福江武家屋敷通りふるさと館条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 2 3 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市福江武家屋敷通りふるさと館条例の一部を改正する条例

五島市福江武家屋敷通りふるさと館条例（平成 1 6 年五島市条例第 1 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条、第 1 0 条関係）

施設名	単位	利用料金
和室	1 時間	260 円（冷暖房を利用する場合は、1 時間につき 210 円を加算する。）
イベントホール	1 時間	260 円（冷暖房を利用する場合は、1 時間につき 210 円を加算する。）
喫茶コーナー	1 月	8, 000 円（施設の利用による光熱水費の実費相当額を加算する。）

備考

- 1 利用料金の額を算出する基礎が 1 月を単位としているもので、利用期間が 1 月未満であるとき、又は利用期間に 1 月未満の端数があるときは、その利用期間又は 1 月未満の端数は、1 月として計算する。ただし、その利用期間又は 1 月未満の端数が 1 5 日未満であるときは、日割計算の方法により計算する。
- 2 日割計算の方法により算定した利用料金の額に 1 0 0 円未満の端数を生じたときは、これを 1 0 0 円とする。
- 3 利用料金の額を算出する基礎が 1 時間を単位としているもので、利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又は 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の五島市福江武家屋敷通りふるさと館条例別表の規定に係る同条例第10条第2項の規定による利用料金の承認の申請その他の福江武家屋敷通りふるさと館の管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

福江武家屋敷通りふるさと館の管理業務の範囲を明確にするため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 8 2 号

五島市多郎島地区公園条例の一部改正について

五島市多郎島地区公園条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 2 3 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市多郎島地区公園条例の一部を改正する条例

五島市多郎島地区公園条例（平成 1 6 年五島市条例第 1 4 8 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中		ボート	1 艇	1 時間	310 円	を
-----	--	-----	-----	------	-------	---

」

「

	ボート	1 艇	1 時間	310 円
	厨房	1 棟	1 日	230 円（ 施設の利用による 光熱水費 の実費相 当額を加 算する。 ）

に改める。

」

別表備考第 1 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 海水浴場施設等 午前 9 時から午後 5 時まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の五島市多郎島地区公園条例別表の規定に係る同条例第 1 0 条第 2 項の規定による利用料金の承認の申請その他の多郎島地区公園の管理

を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

多郎島地区公園の管理業務の範囲を明確にするため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 83 号

五島市道の駅遣唐使ふるさと館条例の一部改正について

五島市道の駅遣唐使ふるさと館条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 23 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市道の駅遣唐使ふるさと館条例の一部を改正する条例

五島市道の駅遣唐使ふるさと館条例（平成 16 年五島市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	研修室（ 2階）	営利を目的としな いもの	1時間につ き 1,570円	1時間につ き 1,050円	1時間につ き 520円	を
		営利を目的とする もの	15,710円	31,430円		

」

「

研修室（ 2階）	営利を目的としな いもの	1時間につ き 1,570円	1時間につ き 1,050円	1時間につ き 520円
	営利を目的とする もの	15,710円	31,430円	
レストラ ン		1月につき 152,000円（施設の利用による光熱水費の実費相当額を加算する。）		
物産販売 コーナー		1月につき 52,000円（施設の利用による光熱水費の実費相当額を加算する。）		

に改め、同

」

表備考第 4 項中「利用時間が」を「利用料金の額を算出する基礎が 1 時間を単位としているもので、利用時間が」に改め、同項を備考第 6 項とし、備考第 3 項の次に次の 2 項を加える。

- 4 利用料金の額を算出する基礎が 1 月を単位としているもので、利用期間が 1 月未満であるとき、又は利用期間に 1 月未満の端数があるときは、その利

用期間又は1月未満の端数は、1月として計算する。ただし、その利用期間又は1月未満の端数が15日未満であるときは、日割計算の方法により計算する。

- 5 日割計算の方法により算定した利用料金の額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の五島市道の駅遣唐使ふるさと館条例別表の規定に係る同条例第10条第2項の規定による利用料金の承認の申請その他の道の駅遣唐使ふるさと館の管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

道の駅遣唐使ふるさと館の管理業務の範囲を明確にするため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 84 号

五島市産品センター条例の一部改正について

五島市産品センター条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 23 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市産品センター条例の一部を改正する条例

五島市産品センター条例（平成 16 年五島市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「開発」の次に「並びに観光の振興」を加える。

第 6 条中「産地形成促進施設」の次に「（以下「促進施設」という。）」を、「農畜産物処理加工施設」の次に「（以下「加工施設」という。）」を加える。

第 7 条中「産地形成促進施設」を「センター」に改める。

第 8 条の見出しを「（加工施設の利用者の範囲）」に改め、同条中「農畜産物処理加工施設（以下「加工施設」という。）」を「加工施設」に改める。

第 9 条第 1 項中「加工施設」を「促進施設又は加工施設」に改める。

第 10 条中「加工施設」を「促進施設及び加工施設」に改める。

第 11 条第 1 項中「加工施設」を「促進施設又は加工施設」に改める。

第 14 条及び第 17 条中「加工施設」を「促進施設若しくは加工施設」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

単位	加工施設（冷凍・冷蔵庫を含む。）	冷凍・冷蔵庫	促進施設（店舗・厨房）
1 時間	210 円		
1 日	1,050 円	520 円	
1 月	20,950 円	10,480 円	103,000 円（施設の利用による光熱水費の実費相当額を加算する。）

備考

1 加工施設（冷凍・冷蔵庫を含む。）の利用で、利用時間が 1 時間未満であ

るとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2 冷凍・冷蔵庫の利用で、利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、その利用期間又は1日未満の端数は、1日として計算する。

3 促進施設（店舗・厨房）の利用で、利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、その利用期間又は1月未満の端数は、1月として計算する。ただし、その利用期間又は1月未満の端数が15日未満であるときは、日割計算の方法により計算する。

4 日割計算の方法により算定した利用料金の額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の五島市産品センター条例別表の規定に係る同条例第11条第2項の規定による利用料金の承認の申請その他の産品センターの管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

産品センターの管理業務の範囲を明確にするなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 85 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
久賀島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 2 年 9 月 23 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 久賀島辺地

(辺地の人口 307人、面積 38.38km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市久賀町、蕨町、猪之木町、田ノ浦町
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市久賀町103番
- (3) 辺地度点数 231点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道久賀17号線の神社前橋は、猪之木地区の集落内を流れる猪之木川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、床版、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の床版、主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道久賀18号線の山内橋は、猪之木地区の集落内を流れる猪之木川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	66,800	35,880	30,920	30,800
合計		66,800	35,880	30,920	30,800

議案第 86 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
上大津辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 2 年 9 月 23 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 上大津辺地

(辺地の人口 2, 197人、面積 4. 23 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市上大津町
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市上大津町193番20
(3) 辺地度数 144点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道空港・鬼岳線は、県道福江空港線と鬼岳とを結ぶ道路であり、地域住民及び観光客の車両等の通行が増加している。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民及び観光客の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	3,340	0	3,340	3,340
合計		3,340	0	3,340	3,340

議案第 87 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
三尾野辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 2 年 9 月 23 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 三尾野辺地

(辺地の人口 1,058人、面積 1.65km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三尾野一丁目、三尾野二丁目、三尾野三丁目、坂の上一丁目、三尾野町、大円寺町
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三尾野二丁目371番3
- (3) 辺地度点数 143点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

五島市中央公園は、昭和58年に開設され、市内のスポーツ拠点として多くの市民が利用している。しかし、公園施設の老朽化が進んでおり、施設の更新及び維持管理を計画的に実施する必要がある。このようなことから、老朽化が進んでいる施設及び耐用年数を経過している施設について、計画的に改修を行うことにより、公園施設の安全性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
観光又はレクリエーションに関する施設	五島市	316,991	157,495	159,496	159,400
合計		316,991	157,495	159,496	159,400

議案第 88 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
濱ノ畔辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 2 年 9 月 23 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 濱ノ畔辺地

(辺地の人口 1,628人、面積 10.53km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5
(3) 辺地度数 213点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道里釜裏線は、国道384号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道浜窄線は、国道384号線と浜窄地区の中心とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(診療施設)

国民健康保険三井楽診療所の超音波診断装置は、平成17年に設置したものである。しかし、設置後15年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来することが懸念される。このようなことから、新たに超音波診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	10,488	0	10,488	10,488

診療施設	五島市	15,400	1,100	14,300	14,300
合計		25,888	1,100	24,788	24,788

議案第 89 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
岳辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 2 年 9 月 23 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総 合 整 備 計 画 書

長崎県五島市 岳辺地

(辺地の人口 488人、面積 9.37km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町大川、三井楽町高崎、三井楽町柏、三井楽町嶽、三井楽町澁ノ元
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町柏850番1
- (3) 辺地度点数 305点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道長田尾榎本中長田線、市道京ノ岳線及び市道鶴籠線は、国道384号と航空自衛隊福江島分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこれらの路線が利用されている。しかし、これらの路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	370,880	249,200	121,680	121,400
合計		370,880	249,200	121,680	121,400

議案第90号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
川原辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 川原辺地

(辺地の人口 636人、面積 18.20km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町川原
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町川原574番1
(3) 辺地度点数 232点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

林業専用道川原線の整備予定地周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができない状況である。このようなことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道	五島市	125,300	75,000	50,300	50,300
合計		125,300	75,000	50,300	50,300

議案第91号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成31年3月25日に議決された福江辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第5次変更)

長崎県五島市 福江辺地

(辺地の人口 3,446人、面積 1.47km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市末広町1番10 |
| (3) 辺地度点数 | 137点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道大波止・城山線、市道外濠線及び市道福江197号線は、福江港と五島市特有の歴史的景観資産とを結ぶ道路であり、地域住民の生活道路としても使用されている。しかし、これらの路線は、歩道の陥没や隆起が発生しており、歩行者の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、歩道の拡幅整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道堀端・新二番町線は、国道384号線と五島市役所とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れやわだち

掘れが生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道福江106号線の丸木橋は、福江市街を流れる福江川に架けられたPC橋である。しかし、この橋は、架設後48年が経過し、主桁及び床版に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の主桁、床版等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(消防施設)

この地区の防火水槽の設置予定地周辺には、古い木造住宅が密集している区域があり、火災が発生した場合、風の強さ、風向等によっては大規模な火災に発展する恐れがあるが、防火水槽が設置されておらず、今後の水利不足が懸念される。

このようなことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消防活動の展開を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から令和2年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	411,300	0	411,300	411,300
消防施設	五島市	16,385	2,693	13,692	13,690
合計		427,685	2,693	424,992	424,990

（議案第91号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変	更	後	前
	<p>総合整備計画書（第5次変更）</p> <p>長崎県五島市 福江辺地 （辺地の人口 3, 446人、面積 1. 47k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>（1）辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、未広町、江川町、福江町、新港町</p> <p>（2）地域の中心の位置 長崎県五島市末広町1番10</p> <p>（3）辺地度数 137点</p> <p>2. 公共施設の整備を必要とする事情（道路施設）</p> <p>市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道大波止・城山線、市道外濠線及び市道福江197号線は、福江港と五島市特有の歴史的景観資産とを結ぶ道路であり、地域住民の生活道路としても使用されている。しかし、これらの路線は、歩道の陥没や隆起が発生しており、歩行者の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、歩道の拡幅整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道堀端・新二番町線は、国道384号線と五島市役所とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れやわだち掘れが生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。</p>	<p>総合整備計画書（第4次変更）</p> <p>長崎県五島市 福江辺地 （辺地の人口 3, 446人、面積 1. 47k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>（1）辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、未広町、江川町、福江町、新港町</p> <p>（2）地域の中心の位置 長崎県五島市末広町1番10</p> <p>（3）辺地度数 137点</p> <p>2. 公共施設の整備を必要とする事情（道路施設）</p> <p>市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道大波止・城山線、市道外濠線及び市道福江197号線は、福江港と五島市特有の歴史的景観資産とを結ぶ道路であり、地域住民の生活道路としても使用されている。しかし、これらの路線は、歩道の陥没や隆起が発生しており、歩行者の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、歩道の拡幅整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>	

このようことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道福江106号線の丸木橋は、福江市街を流れる福江川に架けられたPC橋である。しかし、この橋は、架設後48年が経過し、主桁及び床版に損傷が発生している状況である。

このようことから、この橋の主桁、床版等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(消防施設)

この地区の防火水槽の設置予定地周辺には、古い木造住宅が密集している区域があり、火災が発生した場合、風の強さ、風向等によっては大規模な火災に発展する恐れがあるが、防火水槽が設置されおらず、今後の水利不足が懸念される。

このようことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消防活動の展開を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から令和2年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	事業	主体		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	五島市	411,300	0	411,300	411,300
消防施設	五島市	五島市	16,385	2,693	13,692	13,690
合計			427,685	2,693	424,992	424,990

(消防施設)

この地区の防火水槽の設置予定地周辺には、古い木造住宅が密集している区域があり、火災が発生した場合、風の強さ、風向等によっては大規模な火災に発展する恐れがあるが、防火水槽が設置されおらず、今後の水利不足が懸念される。

このようことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消防活動の展開を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	事業	主体		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	五島市	397,000	0	397,000	397,000
消防施設	五島市	五島市	16,385	2,693	13,692	13,690
合計			413,385	2,693	410,692	410,690

議案第 92 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和元年 9 月 27 日に議決された富江辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 2 年 9 月 23 日提出

五島市長 野口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 富江辺地

(辺地の人口 2,405人、面積 10.5km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町富江、富江町職人、
富江町土取、富江町黒島、富江町狩立、
富江町松尾、富江町山手
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町富江211番
- (3) 辺地度数 214点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道月見～職人町線は、月見地区と職人地区とを結ぶ生活道路として利用されており、また、農道への連絡道路にもなっている。しかし、この路線は、側溝が無く幅員が狭いため、車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道富江～山下線は、国道384号線と山下地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道黒瀬～職人線は、国道384号線と山崎地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	57,037	0	57,037	57,037

合 計		57,037	0	57,037	57,037

（議案第92号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更		変 更																																													
後	前	後	前																																												
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 富江辺地 （辺地の人口 2,405人、面積 10.5k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町富江、富江町職人、富江町土取、富江町黒島、富江町狩立、富江町松尾、富江町山手 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町富江211番 (3) 辺地度数 214点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道月見～職人町線は、月見地区と職人地区とを結ぶ生活道路として利用されており、また、農道への連絡道路にもなっている。しかし、この路線は、側溝が無く幅員が狭いため、車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道富江～山下線は、国道384号線と山下地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道黒瀬～職人線は、国道384号線と山崎地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和元年度から令和5年度まで 5年間</p>		<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 富江辺地 （辺地の人口 2,405人、面積 10.5k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町富江、富江町職人、富江町土取、富江町黒島、富江町狩立、富江町松尾、富江町山手 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町富江211番 (3) 辺地度数 214点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道月見～職人町線は、月見地区と職人地区とを結ぶ生活道路として利用されており、また、農道への連絡道路にもなっている。しかし、この路線は、側溝が無く幅員が狭いため、車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道富江～山下線は、国道384号線と山崎地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道黒瀬～職人線は、国道384号線と山崎地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和元年度から令和5年度まで 5年間</p>																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>57,037</td> <td>0</td> <td>57,037</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">（単位：千円）</td> </tr> <tr> <td colspan="5">一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額 57,037</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業主体	事業費	財源内訳		特定財源	一般財源	道路施設	五島市	57,037	0	57,037	（単位：千円）					一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額 57,037					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>52,979</td> <td>0</td> <td>52,979</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">（単位：千円）</td> </tr> <tr> <td colspan="5">一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額 52,979</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業主体	事業費	財源内訳		特定財源	一般財源	道路施設	五島市	52,979	0	52,979	（単位：千円）					一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額 52,979				
施設名	事業主体				事業費	財源内訳																																									
		特定財源	一般財源																																												
道路施設	五島市	57,037	0	57,037																																											
（単位：千円）																																															
一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額 57,037																																															
施設名	事業主体	事業費	財源内訳																																												
			特定財源	一般財源																																											
道路施設	五島市	52,979	0	52,979																																											
（単位：千円）																																															
一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額 52,979																																															

합	합	57,037	0	57,037	57,037
---	---	--------	---	--------	--------

합	합	52,979	0	52,979	52,979
---	---	--------	---	--------	--------

議案第 93 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和元年 9 月 27 日に議決された山崎辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 2 年 9 月 23 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 山崎辺地

(辺地の人口 314人、面積 2.70km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町岳、富江町土取
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町岳1757番3
(3) 辺地度数 262点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道黒瀬～職人線は、国道384号線と山崎地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	3,870	0	3,870	3,870
合計		3,870	0	3,870	3,870

（議案第93号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更		変 更																																																			
前	後	前	後																																																		
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 山崎辺地 （辺地の人口 314人、面積 2.70k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町岳、富江町土取 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町岳1757番3 (3) 辺地度数 262点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道黒瀬～職人線は、国道384号線と山崎地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和元年度から令和5年度まで 5年間 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業</th> <th>主体</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>3,870</td> <td>0</td> <td>3,870</td> <td>3,870</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>3,870</td> <td>0</td> <td>3,870</td> <td>3,870</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額	事業	主体	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	五島市	3,870	0	3,870	3,870	合 計			3,870	0	3,870	3,870	<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 山崎辺地 （辺地の人口 314人、面積 2.70k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町岳、富江町土取 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町岳1757番3 (3) 辺地度数 262点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道黒瀬～職人線は、国道384号線と山崎地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和元年度から令和5年度まで 5年間 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業</th> <th>主体</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>3,850</td> <td>0</td> <td>3,850</td> <td>3,850</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>3,850</td> <td>0</td> <td>3,850</td> <td>3,850</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額	事業	主体	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	五島市	3,850	0	3,850	3,850	合 計			3,850	0	3,850	3,850
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額																																															
	事業	主体		特定財源	一般財源																																																
道路施設	五島市	五島市	3,870	0	3,870	3,870																																															
合 計			3,870	0	3,870	3,870																																															
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額																																															
	事業	主体		特定財源	一般財源																																																
道路施設	五島市	五島市	3,850	0	3,850	3,850																																															
合 計			3,850	0	3,850	3,850																																															

議案第94号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和元年9月27日に議決された盈進辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 盈進辺地

(辺地の人口 1,363人、面積 8.00km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町黒瀬、富江町長峰、
富江町山下、富江町山手
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町黒瀬243番2
- (3) 辺地度数 231点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道富江～山下線は、国道384号線と山下地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	173	0	173	173
合計		173	0	173	173

（議案第94号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更 後		変 更 前																																																			
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 盈進辺地 （辺地の人口 1,363人、面積 8.00k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町黒瀬、富江町長峰、富江町山下、富江町山手 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町黒瀬243番2 (3) 辺地度数 231点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道富江～山下線は、国道384号線と山下地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和元年度から令和5年度まで 5年間 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業</th> <th>主体</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>173</td> <td>0</td> <td>173</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>173</td> <td>0</td> <td>173</td> <td>173</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額	事業	主体	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	五島市	173	0	173	173	合 計			173	0	173	173	<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 盈進辺地 （辺地の人口 1,363人、面積 8.00k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町黒瀬、富江町長峰、富江町山下、富江町山手 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町黒瀬243番2 (3) 辺地度数 231点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道富江～山下線は、国道384号線と山下地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和元年度から令和5年度まで 5年間 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業</th> <th>主体</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>171</td> <td>0</td> <td>171</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>171</td> <td>0</td> <td>171</td> <td>171</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額	事業	主体	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	五島市	171	0	171	171	合 計			171	0	171	171
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額																																															
	事業	主体		特定財源	一般財源																																																
道路施設	五島市	五島市	173	0	173	173																																															
合 計			173	0	173	173																																															
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額																																															
	事業	主体		特定財源	一般財源																																																
道路施設	五島市	五島市	171	0	171	171																																															
合 計			171	0	171	171																																															

議案第95号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成30年9月25日に議決された玉之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 玉之浦辺地
(辺地の人口 478人、面積 14.50km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市玉之浦町玉之浦
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市玉之浦町玉之浦632番3
(3) 辺地度点数 253点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道大瀬崎2号線は、大瀬崎灯台へ続く観光道路であり、観光バス、レンタカー等の通行が多い路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや路肩の陥没が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(診療施設)

国民健康保険玉之浦診療所の心電計は、平成21年に購入したものである。しかし、購入後11年が経過し、老朽化に伴う故障により使用不能となっており、保守部品保有期間の終了により修理ができない状況である。現在、他施設の心電計を借用し、診察に使用しているが、借用している心電計も購入後21年が経過し、老朽化しているため、故障した場合、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、心電計を更新することで、地域医療の充実を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	8,600	0	8,600	8,600
診療施設	五島市	880	440	440	400
合計		9,480	440	9,040	9,000

（議案第95号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変	更	後	変	更	前																																																		
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 玉之浦辺地 （辺地の人口 478人、面積 14.50k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市玉之浦町玉之浦 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市玉之浦町玉之浦632番3 (3) 辺地度数 253点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 <u>（道路施設）</u> 市道大瀬崎2号線は、大瀬崎灯台へ続く観光道路であり、観光バス、レンタカー等の通行が多い路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや路肩の陥没が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p><u>（診療施設）</u> 国民健康保険玉之浦診療所の心電計は、平成21年に購入したものである。しかし、購入後11年が経過し、老朽化に伴う故障により使用不能となっており、保守部品保有期間の終了により修理ができない状況である。現在、他施設の心電計を借用し、診察に使用しているが、借用している心電計も購入後21年が経過し、老朽化しているため、故障した場合、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようことから、心電計を更新することで、地域医療の充実を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から令和4年度 まで 5年間</p>			<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 玉之浦辺地 （辺地の人口 478人、面積 14.50k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市玉之浦町玉之浦 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市玉之浦町玉之浦632番3 (3) 辺地度数 253点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道大瀬崎2号線は、大瀬崎灯台へ続く観光道路であり、観光バス、レンタカー等の通行が多い路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや路肩の陥没が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から平成34年度まで 5年間</p>																																																				
<p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>8,600</td> <td>0</td> <td>8,600</td> <td>8,600</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>診療施設</td> <td>五島市</td> <td>880</td> <td>440</td> <td>440</td> <td>400</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額	事業主体	五島市	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	8,600	0	8,600	8,600	8,600	診療施設	五島市	880	440	440	400		<p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>8,600</td> <td>0</td> <td>8,600</td> <td>8,600</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>診療施設</td> <td>五島市</td> <td>880</td> <td>440</td> <td>440</td> <td>400</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額	事業主体	五島市	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	8,600	0	8,600	8,600	8,600	診療施設	五島市	880	440	440	400	
施設名	区分			事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額																																																
	事業主体	五島市	特定財源		一般財源																																																		
道路施設	五島市	8,600	0	8,600	8,600	8,600																																																	
診療施設	五島市	880	440	440	400																																																		
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額																																																	
	事業主体	五島市		特定財源	一般財源																																																		
道路施設	五島市	8,600	0	8,600	8,600	8,600																																																	
診療施設	五島市	880	440	440	400																																																		

合	計		9,480	440	9,040	9,000			合	計	0	8,600	8,600
---	---	--	-------	-----	-------	-------	--	--	---	---	---	-------	-------

議案第96号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成29年9月29日に議決された浜窄辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 浜窄辺地

(辺地の人口 377人、面積 10.74km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町塩水、三井楽町丑ノ浦、三井楽町波砂間、三井楽町濱窄、三井楽町貝津
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町貝津895番7
- (3) 辺地度数 286点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道丑ノ浦線及び市道長田尾榎本中長田線は、国道384号と航空自衛隊福江分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこれらの路線が利用されている。しかし、これらの路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道浜窄線は、国道384号線と浜窄地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	162,912	112,501	50,411	50,352

合 計		162,912	112,501	50,411	50,352
-----	--	---------	---------	--------	--------

（議案第96号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更		変 更																																																					
後	前	後	前																																																				
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 浜窄辺地 （辺地の人口 377人、面積 10.74k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町塩水、三井楽町丑ノ浦、三井楽町波砂間、三井楽町濱岸、三井楽町貝津 （2）地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町貝津895番7 （3）辺地度数 286点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道丑ノ浦線及び市道長田尾榎本中長田線は、国道384号と航空自衛隊福江分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこれらの路線が利用されている。しかし、これらの路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道浜窄線は、国道384号線と浜窄地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>		<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 浜窄辺地 （辺地の人口 377人、面積 10.74k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町塩水、三井楽町丑ノ浦、三井楽町波砂間、三井楽町濱岸、三井楽町貝津 （2）地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町貝津895番7 （3）辺地度数 286点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道丑ノ浦線及び市道長田尾榎本中長田線は、国道384号と航空自衛隊福江分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこれらの路線が利用されている。しかし、これらの路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>																																																					
<p>3. 公共的施設の整備計画 平成29年度から令和3年度まで 5年間</p>		<p>3. 公共的施設の整備計画 平成29年度から平成33年度まで 5年間</p>																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 一般財源の うち辺地対策事 業費の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>162,912</td> <td>112,501</td> <td>50,411</td> <td>50,352</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位：千円）</p>		施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 一般財源の うち辺地対策事 業費の予定額	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	162,912	112,501	50,411	50,352													<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のう ち辺地対策事 業費の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>161,820</td> <td>112,501</td> <td>49,319</td> <td>49,260</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位：千円）</p>		施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のう ち辺地対策事 業費の予定額	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	161,820	112,501	49,319	49,260												
施設名	事業主体				事業費	財源内訳		一般財源のうち 一般財源の うち辺地対策事 業費の予定額																																															
		特定財源	一般財源																																																				
道路施設	五島市	162,912	112,501	50,411	50,352																																																		
施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のう ち辺地対策事 業費の予定額																																																		
			特定財源	一般財源																																																			
道路施設	五島市	161,820	112,501	49,319	49,260																																																		

合	計		162,912	112,501	50,411	50,352	合	計	161,820	112,501	49,319	49,260
---	---	--	---------	---------	--------	--------	---	---	---------	---------	--------	--------

議案第97号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和元年9月27日に議決された寺脇辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 寺脇辺地
(辺地の人口 196人、面積 7.60km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町松山、岐宿町中嶽
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町松山601番1
(3) 辺地度点数 239点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(林道)

森林管理道南部憩坂線の整備予定地周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができない状況である。このようなことから、林道を整備する(長崎県が主体となって事業を実施し、本市が地元負担金として一部費用を負担する)ことにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。

(道路施設)

市道松山中嶽南部1号線の居川橋は、岐宿町松山地区の集落内を流れる寺脇川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後50年以上が経過し、床版、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の床版、主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道 (地元負担金)	長崎県	4,490	0	4,490	4,400
道路施設	五島市	19,500	13,110	6,390	6,300
合計		23,990	13,110	10,880	10,700

（議案第97号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更 後		変 更 前																																															
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 寺脇辺地 （辺地の人口 196人、面積 7.60k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市 岐宿町松山、岐宿町中嶽 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町松山601番1 (3) 辺地度数 239点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (林道) 森林管理道南部憩坂線の整備予定地周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備がでない状況である。このようことから、林道を整備する（長崎県が主体となつて事業を実施し、本市が地元負担金として一部費用を負担する）ことにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。</p> <p>（道路施設） 市道松山中嶽南部1号線の居川橋は、岐宿町松山地区の集落内を流れる寺脇川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後50年以上が経過し、床版、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようことから、この橋の床版、主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>		<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 寺脇辺地 （辺地の人口 196人、面積 7.60k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市 岐宿町松山、岐宿町中嶽 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町松山601番1 (3) 辺地度数 239点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 森林管理道南部憩坂線の整備予定地周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備がでない状況である。このようことから、林道を整備する（長崎県が主体となつて事業を実施し、本市が地元負担金として一部費用を負担する）ことにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。</p>																																															
<p>3. 公共的施設の整備計画 令和元年度から令和5年度まで 5年間</p> <p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 一般財源の うち辺地対策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道 (地元負担金)</td> <td>長崎県</td> <td>4,490</td> <td>0</td> <td>4,490</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>19,500</td> <td>13,110</td> <td>6,390</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>23,990</td> <td>13,110</td> <td>10,880</td> <td>10,700</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 一般財源の うち辺地対策事 業債の予定額	特定財源	一般財源	林道 (地元負担金)	長崎県	4,490	0	4,490	4,400	道路施設	五島市	19,500	13,110	6,390	6,300	合 計		23,990	13,110	10,880	10,700	<p>3. 公共的施設の整備計画 令和元年度から令和5年度まで 5年間</p> <p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のう ち辺地対策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道 (地元負担金)</td> <td>長崎県</td> <td>4,490</td> <td>0</td> <td>4,490</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>4,490</td> <td>0</td> <td>4,490</td> <td>4,400</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のう ち辺地対策事 業債の予定額	特定財源	一般財源	林道 (地元負担金)	長崎県	4,490	0	4,490	4,400	合 計		4,490	0	4,490	4,400
施設名	事業主体				事業費	財源内訳		一般財源のうち 一般財源の うち辺地対策事 業債の予定額																																									
		特定財源	一般財源																																														
林道 (地元負担金)	長崎県	4,490	0	4,490	4,400																																												
道路施設	五島市	19,500	13,110	6,390	6,300																																												
合 計		23,990	13,110	10,880	10,700																																												
施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のう ち辺地対策事 業債の予定額																																												
			特定財源	一般財源																																													
林道 (地元負担金)	長崎県	4,490	0	4,490	4,400																																												
合 計		4,490	0	4,490	4,400																																												

議案第98号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和元年9月27日に議決された中岳南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第2次変更)

長崎県五島市 中岳南部辺地
(辺地の人口 228人、面積 7.30km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町中嶽、岐宿町二本楠
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町中嶽1987番2
(3) 辺地度点数 225点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道中嶽北部33号線の八本木橋(4号)は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる大保川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道松山中嶽南部1号線の柿之木場橋(2号)は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる柿之木場川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後50年以上が経過していると思われ、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の長寿命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(林道)

林道中岳線は、採石場跡地に隣接しており、降雨時には採石場跡地から林道敷地内に雨水が流れ込み、未舗装の路面を侵食している。そのため、搬出用トラックの交通に支障を来しており、効率的な森林整備ができない状況である。このようなことから、当該林道をアスファルト舗装することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	40,600	13,021	27,579	27,546
林道	五島市	17,500	0	17,500	17,500

合 計		58,100	13,021	45,079	45,046

（議案第98号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更 後	変 更 前
<p>総合整備計画書（第2次変更）</p> <p>長崎県五島市 中岳南部辺地 （辺地の人口 228人、面積 7.30k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町中嶽、岐宿町二本楠 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町中嶽1987番2 (3) 辺地度数 225点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 <u>（道路施設）</u> 市道中嶽北部33号線の八本木橋（4号）は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる大保川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道松山中嶽南部1号線の柿之木場橋（2号）は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる柿之木場川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後50年以上が経過していると思われ、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の長寿命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p><u>（林道）</u> 林道中岳線は、採石場跡地に隣接しており、降雨時には採石場跡地から林道敷地内に雨水が流れ込み、未舗装の路面を侵食している。そのため、搬出用トラックの交通に支障を来しており、効率的な森林整備ができない状況である。このことから、当該林道をアスファルト舗装することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から令和4年度まで 5年間</p>	<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 中岳南部辺地 （辺地の人口 228人、面積 7.30k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町中嶽、岐宿町二本楠 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町中嶽1987番2 (3) 辺地度数 225点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道中嶽北部33号線の八本木橋（4号）は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる大保川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道松山中嶽南部1号線の柿之木場橋（2号）は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる柿之木場川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後50年以上が経過していると思われ、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の長寿命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から令和4年度まで 5年間</p>

(単位：千円)

施設名	事業主		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額
	五島市	五島市		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	五島市	40,600	13,021	27,579	27,546
林道		五島市	17,500	0	17,500	17,500
合 計			58,100	13,021	45,079	45,046

(単位：千円)

施設名	事業主		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額
	五島市	五島市		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	五島市	40,600	13,021	27,579	27,546
合 計			40,600	13,021	27,579	27,546

議案第99号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口 市太郎

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 五島市奈留支所庁舎建設工事（建築） |
| 2 | 工 事 場 所 | 五島市奈留町浦1815番地3 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 工事請負金額 | 316,800,000円 |
| 5 | 工事請負人 | 五島市東浜町一丁目1番16号
出口興業 株式会社
代表取締役 出口 敬介 |

（提案理由）

工事請負契約の締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第100号

五島市教育委員会委員の任命について
次の者を五島市教育委員会委員に任命する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市猪之木町699番地
ふりがな	さか もと たい ぞう
氏 名	坂 本 泰 蔵
生年月日	昭和25年11月18日

(提案理由)

教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第100号参考〉

略 歴

昭和48年 3月 日本大学農獣医学部卒業
 同 52年 4月 福江市立久賀小学校助教諭
 同 54年 4月 福江市立奥浦中学校教諭
 平成 5年 4月 平戸市立南部中学校教頭
 同 9年 4月 福江市教育委員会事務局学校教育課保健体育係長
 同 10年 4月 同 学校教育課学校教育係長
 同 11年 4月 同 学校教育課長補佐
 同 12年 4月 三井楽町立浜窄小学校長
 同 14年 4月 長崎県教育庁五島教育事務所指導主事
 同 17年 4月 五島市立富江中学校長
 同 20年 4月 五島市立久賀中学校長
 同 23年 3月 定年退職
 同 28年10月 五島市教育委員会委員 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
坂 本 泰 蔵	平成28年10月20日	令和 2年10月19日	
佐 藤 清 美	平成28年10月20日	令和 2年10月19日	
柚 川 好 隆	平成29年10月20日	令和 3年10月19日	
濱 村 悦 子	平成30年10月20日	令和 4年10月19日	

議案第101号

五島市教育委員会委員の任命について
次の者を五島市教育委員会委員に任命する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市富江町狩立1192番地3
ふりがな	やま もと あさ こ
氏 名	山 本 浅 子
生年月日	昭和35年3月27日

(提案理由)

教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第101号参考〉

略 歴

昭和55年 3月 長崎純心女子短期大学卒業
平成 2年 8月 富江町社会教育指導員
同 16年 8月 五島市社会教育指導員
同 18年 4月 五島市公民館主事

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
坂 本 泰 蔵	平成28年10月20日	令和 2年10月19日	
佐 藤 清 美	平成28年10月20日	令和 2年10月19日	
柚 川 好 隆	平成29年10月20日	令和 3年10月19日	
濱 村 悦 子	平成30年10月20日	令和 4年10月19日	

議案第102号

五島市監査委員の選任について
次の者を五島市監査委員に選任する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市上大津町786番地1
ふりがな	はし もと へい ま
氏 名	橋 本 平 馬
生年月日	昭和29年7月16日

(提案理由)

監査委員の選任については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第102号参考〉

略 歴

昭和52年 3月 日本大学法学部卒業
 同 52年 4月 福江市事務員
 平成16年 8月 五島市総務課参事補兼法制係長
 同 17年10月 同 総務課長補佐兼法制係長
 同 19年 4月 同 監査委員事務局長
 同 22年 4月 同 文化推進室長
 同 24年 4月 同 社会福祉課長
 同 25年 4月 同 会計管理者兼会計課長
 同 27年 3月 同 定年退職
 同 27年 4月 一般社団法人下五島農林総合開発公社監事
 同 27年 6月 一般社団法人五島市農林総合開発公社監事
 同 28年 7月 五島市情報公開・個人情報保護審査会委員
 同 28年10月 五島市監査委員 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
橋 本 平 馬	平成28年10月19日	令和 2年10月18日	
神之浦 伊佐男	平成29年 2月27日	令和 3年 2月26日	

議案第103号

五島市公平委員会委員の選任について
次の者を五島市公平委員会委員に選任する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

住 所 五島市大荒町493番地1

ふりがな まつもと やす ひで
氏 名 松 本 康 英

生年月日 昭和27年10月10日

(提案理由)

公平委員会委員の選任については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第103号参考〉

略 歴

昭和50年 3月 立正大学経済学部卒業
 同 50年 4月 福江市事務員
 平成16年 8月 五島市立福江学校給食センター所長
 同 19年 4月 五島市税務課長補佐兼市民税係長
 同 20年 4月 同 税務課長
 同 23年 4月 同 会計管理者兼会計課長
 同 25年 3月 定年退職
 同 25年 7月 公益社団法人五島法人会事務局長
 同 28年10月 公平委員会委員 現在に至る。
 令和 元年 4月 職人町町内会長 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
松 本 康 英	平成28年10月20日	令和 2年10月19日	
本 村 秀 子	平成30年10月20日	令和 4年10月19日	
柘 宜 涉	令和 元年10月20日	令和 5年10月19日	

議案第104号

五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について
次の者を五島市職員懲戒審査委員会委員に任命する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	五島市大荒町204番地
ふりがな	おお が よし のぶ
氏 名	大 賀 義 信
生年月日	昭和39年5月27日

(提案理由)

職員懲戒審査委員会委員の任命については、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第104号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
大 賀 義 信	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	職 員
保 家 洋	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	職 員
入 江 清 巳	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	学識経験者
西 極 久美子	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	学識経験者
宗 藤 人	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	学識経験者

議案第105号

五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について
次の者を五島市職員懲戒審査委員会委員に任命する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	五島市下大津町712番地3
ふりがな	なか むら かつ まさ
氏 名	中 村 克 政
生年月日	昭和52年1月21日

(提案理由)

職員懲戒審査委員会委員の任命については、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第105号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
大 賀 義 信	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	職 員
保 家 洋	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	職 員
入 江 清 巳	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	学識経験者
西 極 久美子	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	学識経験者
宗 藤 人	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	学識経験者

議案第106号

五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について
次の者を五島市職員懲戒審査委員会委員に任命する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市池田町5番3号
ふりがな	いり え きよ み
氏 名	入 江 清 巳
生年月日	昭和27年2月22日

(提案理由)

職員懲戒審査委員会委員の任命については、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第106号参考〉

略 歴

昭和45年 3月 長崎県立五島高等学校卒業
 同 45年 4月 株式会社十八銀行福江支店勤務
 同 56年 2月 同 退職
 平成 7年 4月 福江地区公民館運営審議会委員
 同 8年 4月 福江市立福江小学校PTA会長
 同 8年 4月 福江市PTA連合会副会長
 同 9年11月 人権擁護委員（1期）
 同 12年12月 人権擁護委員（2期）
 同 13年 4月 福江市立福江小学校学校評議員
 同 16年 1月 人権擁護委員（3期）
 同 17年 4月 文化保育園経理事務 現在に至る。
 同 19年 1月 人権擁護委員（4期）
 同 22年 1月 人権擁護委員（5期）
 同 28年11月 職員懲戒審査委員会委員 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
大 賀 義 信	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	職 員
保 家 洋	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	職 員
入 江 清 巳	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	学識経験者
西 極 久美子	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	学識経験者
宗 藤 人	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	学識経験者

議案第107号

五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について
次の者を五島市職員懲戒審査委員会委員に任命する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	五島市玉之浦町大宝655番地15
ふりがな	さい ごく く み こ
氏 名	西 極 久 美 子
生年月日	昭和26年11月14日

(提案理由)

職員懲戒審査委員会委員の任命については、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第107号参考〉

略 歴

昭和47年 3月 長崎県立長崎東高等学校定時制卒業
 同 49年 6月 玉之浦町事務吏員
 平成14年 7月 同 町民福祉課戸籍係長
 同 16年 8月 五島市玉之浦支所税務課税務係長
 同 19年 4月 同 市民課参事補兼税務班係長
 同 21年 4月 同 市民生活課参事補兼窓口班係長
 同 24年 3月 定年退職
 同 30年11月 職員懲戒審査委員会委員 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
大 賀 義 信	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	職 員
保 家 洋	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	職 員
入 江 清 巳	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	学識経験者
西 極 久美子	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	学識経験者
宗 藤 人	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	学識経験者

議案第108号

五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について
次の者を五島市職員懲戒審査委員会委員に任命する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	五島市玉之浦町玉之浦834番地
ふりがな	そう ふじ と
氏 名	宗 藤 人
生年月日	昭和22年4月23日

(提案理由)

職員懲戒審査委員会委員の任命については、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第108号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
大 賀 義 信	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	職 員
保 家 洋	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	職 員
入 江 清 巳	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	学識経験者
西 極 久美子	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	学識経験者
宗 藤 人	平成30年11月 5日	令和 2年11月 4日	学識経験者

議案第109号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

住 所 五島市木場町1001番地1

ふりがな もり しげ た
氏 名 森 繁 太

生年月日 昭和34年8月28日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第109号参考〉

略 歴

昭和57年	3月	岡山理科大学理学部卒業
同 60年	4月	長崎市立桜馬場中学校教諭
同 61年	4月	若松町立日島中学校教諭
平成 元年	4月	有川町立有川中学校教諭
同 6年	4月	福江市立福江中学校教諭
同 7年	4月	長崎県教育センター勤務
同 8年	4月	福江市立福江中学校教諭
同 10年	4月	大村市立玖島中学校教諭
同 12年	4月	福江市立蕨中学校教諭
同 16年	4月	福江市立福江中学校教諭
同 23年	4月	五島市立岐宿中学校教頭
同 27年	4月	五島市立三井楽中学校教頭
同 28年	4月	五島市立三井楽中学校校長
令和 2年	3月	定年退職

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
白 石 芳 隆	平成30年 1月 1日	令和 2年12月31日	
山 口 泰 一	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	令和2年4月30日辞任
山 本 博 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
久 貝 広 紀	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
松 本 政 樹	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
平 山 和 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
村 中 清 志	平成31年 4月 1日	令和 4年 3月31日	令和2年4月30日辞任
石 黒 則 子	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
赤 瀬 博	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
村 上 やよい	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
松 下 明	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	

議案第110号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

住 所 五島市大荒町238番地1

ふりがな やま だ さかえ
氏 名 山 田 栄

生年月日 昭和34年7月22日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第110号参考〉

略 歴

昭和57年 3月 福岡大学法学部卒業
 同 57年 4月 福江市事務員
 平成12年 4月 同 市民課記録係長
 同 16年 8月 五島市市民課記録係長
 同 17年 4月 同 教育委員会事務局総務課総務係長
 同 19年11月 同 議会事務局次長兼庶務係長
 同 24年 4月 同 事務局長
 令和 2年 3月 定年退職

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
白 石 芳 隆	平成30年 1月 1日	令和 2年12月31日	
山 口 泰 一	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	令和2年4月30日辞任
山 本 博 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
久 貝 広 紀	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
松 本 政 樹	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
平 山 和 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
村 中 清 志	平成31年 4月 1日	令和 4年 3月31日	令和2年4月30日辞任
石 黒 則 子	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
赤 瀬 博	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
村 上 やよい	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
松 下 明	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	

議案第111号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

住 所 五島市岐宿町二本楠601番地56

ふりがな おお つぼ きょう こ
氏 名 大 坪 京 子

生年月日 昭和31年6月1日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第111号参考〉

略 歴

昭和55年 4月 玉之浦町技術吏員
 平成 6年 7月 同 福祉課保健婦係長
 同 16年 8月 五島市玉之浦支所福祉保健課保健予防係長
 同 17年 3月 長崎県立シーボルト大学大学院人間健康科学研究科看護学専攻修士課程修了
 同 20年 4月 五島市玉之浦支所市民課参事補兼福祉保健班係長
 同 21年 4月 同 健康政策課参事補兼保健予防係長
 同 22年 4月 同 長寿介護課長補佐兼地域支援係長
 同 25年 4月 同 健康政策課長補佐兼保健予防班係長
 同 29年 3月 定年退職
 同 29年 4月 五島市再任用職員
 同 31年 4月 同 任期付職員
 令和 2年 6月 民生委員及び児童委員 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
白 石 芳 隆	平成30年 1月 1日	令和 2年12月31日	
山 口 泰 一	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	令和2年4月30日辞任
山 本 博 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
久 貝 広 紀	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
松 本 政 樹	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
平 山 和 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
村 中 清 志	平成31年 4月 1日	令和 4年 3月31日	令和2年4月30日辞任
石 黒 則 子	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
赤 瀬 博	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
村 上 やよい	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
松 下 明	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	

